住民監査請求の流れ（越前市監査委員事務局）

請求書受付

要件審査＊

市長・議会へ通知

【請求受理】監査の実施

- 請求人の陳述
- 執行機関等の陳述
- 関係書類の調査
- 事情聴取 等

監査結果の決定（監査委員合議）

- 認容（請求に理由あり）
- 棄却（請求に理由なし）
- 却下（監査請求として不適格）

市長等に勧告

市長等から措置結果報告

請求人へ通知

公表

【却下】監査を実施しない

※受理前の要件審査で却下した場合は、請求人への通知のみ

請求人へ通知

公表

市長等へ通知

＊要件審査（監査委員合議）
（1）形式審査
請求書に必要な内容が記載されているか等
（2）実質審査
請求人や請求対象としている行為等の内容を確認

監査及び請求人への通知等は、請求書の受付から60日以内

住民訴訟

※監査結果又は勧告に不服がある場合、通知があった日から30日以内
※勧告に対する措置に不服がある場合、通知があった日から30日以内
※勧告に対する措置が行われていないことに不服がある場合、措置期限の日から30日以内
※監査結果の通知が来ない場合、60日を経過した日から30日以内